

伊東市政治倫理審査会会議録 (令和3年度第3回要点記録)		公開の 状況	公開 (非公開)
開催 日時	令和3年11月17日(水) 午前9時55分～午前11時1分	場所	市役所地下1階 災害対策本部室
出席者	委員(4人) 山本哲正、矢崎良夫、杉山はるみ、東端克博 事務局(4人) 企画部長、秘書課長、秘書課長補佐、秘書課長補佐		
欠席者	なし	傍聴者	なし
議事	(1) 伊豆メガソーラーパーク合同会社と交わした確約書について (2) その他		

【議事】

- (1) 伊豆メガソーラーパーク合同会社と交わした確約書について
別紙「会議の経過概要」のとおり審議を行った。
- (2) その他
上記議案について、審査報告書(案)を次回会議において審査することとしたため、
次回会議の開催日程等協議した。

【会議の経過概要】

(事務局) ただいまから、伊東市政治倫理審査会を開会する。

山本会長からご挨拶をお願いします。

(山本会長) (挨拶)

(事務局) ここから、会議の進行については、山本会長をお願いします。

(山本会長) 早速議事に入る。

始めに、事務局から、本日の進行等について、説明をお願いします。

(事務局) (説明)

(山本会長) ただいまの事務局の説明について、質疑、意見等はあるか。

(全委員) (質疑、意見なし)

(山本会長) それでは、質疑、意見等がないようなので、事務局の説明のとおり審査を進めてまいりたいと思う。

次に、前回の審査会で確認した事実の再確認を行う。お手元に配付した資料をご覧ください。資料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、お手元にお配りした資料に沿って説明する。

今後報告書を作り上げるにあたり、まず判断の前提となる事実を整理する必要があるので、前回会議までに確認したものと事実をこの場で再確認させていただく。

なお、詳細については資料をご覧ください。報告書においては確認した事実を3つに区分して記載することを想定している。

1つ目としては、審査の前に明らかに事実であることとして、文書管理について規定する法律と事務手続きに関して市に2つの規程があることと、確約書を作った時期に市と事業者が控訴審で係争中だったことを記載する。

2つ目としては、審査会に提出された資料を基に確認したことを記載する。ここでは主なものとして損害賠償に関するやり取りについて3点、市長と担当職員及び事業者との確約書に関するやり取りを6点記載する。

3つ目としては、前回会議において出席要請した市長と委員との質疑の概要を11点記載する。

これらが前回までに確認した内容である。資料の記載内容に過不足、相違ないかご確認いただきたい。

(山本会長) ただいまの事務局の説明にあったとおり、前回の審査会においては、事務局が説明した内容を事実として確認したものと判断しているが、説明内容について、間違いはないか。不足している事項や認識が異なるような部分はないかを含めて委員の皆様の意見等を伺う。

(A委員) 基本的には、事務局の説明のとおりで間違いはないと思う。

過日、損害賠償請求に関する通知に係る資料が追加で配付されたが、これによると、相手先からの通知において、1日あたり488万円の損害額、総額にして約400億円の損害賠償を請求せざるを得ない旨の記載があるが、このような太陽光発電で、1日当たり488万円もの損害が出るような逸失利益があるとは考えづらい。この算出根拠によると、15万枚から20万枚もの太陽光パネルを設置しないとこの金額にならないわけで、地理的環境などを考えると、そんなことが現実的に可能であるのか疑問である。そうすると、この1日あたり488万円という損害賠償の金額は、相当ふかしてあるのかと思われる。市長は、400億円という莫大な損害賠償金を払わなければならないということで、その数字だけが頭に入ってしまい、焦って正常な判断ができなかったのかと思われるが、市当局や議会も含めて、それらの算出根拠について、客観的な検討をされたのかお尋ねしたい。

(事務局) この書面については建設課の方で受理しており、相手方から訴訟を起こされた場合という前提において、相手方が書面でこれだけの金額を損害賠償請求すると一方的に言われたことであって、実際裁判になった場合にはどのような結果になるか分からないが、市長としては、市民の民意を受けて許可できないという考えで進めてきたので、この金額的な根拠についての詳細な検討というのはされていないものと認識している。

(A 委員) 追加の資料を見る中では、市長は、数字を見て頭が真っ白になった状態であったと思う。もう少し冷静になって判断されればよかったのかと思う。個人的には1日あたり488万円もの利益が逸失したなどということは考えられない。

(B 委員) 事実に関することで確認したいが、資料のうち書面によって確認した事実の中で、一審の判決が出る前の平成30年7月4日には、既にこの損害額の概算が記載された書面が本市へ送付されていたということが記載されているが、そうすると、一審判決で敗訴の判決が下り、その後そのような損害額を示した書類が送付されてきたのではなく、既に平成30年に送付されており、市長はその金額をある程度早い段階で認識した後、それなりの時間があつたという認識でよろしいか。

(事務局) 平成30年7月4日付損害賠償請求に関する記載のあつた通知については、担当である建設部に確認したところ、そのような通知が先方から送付されてきたという事実を書面で確認しているのだが、これについては、一審の判決で本市が敗訴したということをもって金額が示されたというわけではなく、訴訟云々に関わらず、それ以前から、先方の事業者からすると事業が進まない状況がある中で、具体的にこのような金額を試算しているということで示されてきたものであると認識している。

(B 委員) 前回、C委員からも、ある程度時間があつたにもかかわらず、市長の方で何も

動きがなかったのかというような質問があったが、この平成30年7月4日に、金額的なものは示されていたということであれば、一審判決までかなり時間はあったと思うが、その点で全く対応がなされなかったのかと考える。

(山本会長) 他に意見等はあるか。

(全委員) なし。

(山本会長) それでは、審査会が確認した事実については、ただいまの協議を踏まえ、事務局が説明した内容を報告書にまとめ、記載することにしたいが、よろしいか。

(全委員) 異議なし。

(山本会長) 続いて、ただいま確認した事実に基づき、今回の件が市長等の政治倫理に関する条例において定められた、遵守すべき政治倫理基準に違反したかどうかについて、その事実、行為を各条文にあてはめて審査したいと思う。

まず、条例第3条に定める政治倫理基準は、第1号から第5号の5つが存在するが、うち、第1号は金品の授受について、第2号は寄附の受領について定めたものであり、本件においては事実関係から該当しないことが明らかであるので、審査を省略することにとしたいと考えるが、よろしいか。

(全委員) 異議なし。

(山本会長) 異議ないようなので、第1号と第2号に関しては、審査を省略し、違反しないものと判断、決定する。

次に、第3号に定める政治倫理基準に対する判断を求める。

第3号においては、「特定の者に対する行政庁の処分その他の行為に関し、特定の者のために有利な取り計らいをしないこと」が定められている。

そこで、先ほどご確認いただいた、審査の前提となる事実、説明等を根拠として、市長の行為がこの基準に違反するか判断することになるが、委員の皆様のご意見を伺う。

(A委員) 業者側に有利に働いているという感触はないと思われる。むしろ、不利になるような対応をしていたと思われる。

(C委員) 確約書の内容も、宅地造成等規制法に基づく変更許可の審査について他の事業者と分け隔てなく、迅速に対応するとのことであるし、控訴棄却判決が出た場合は、所定の手続きの後、速やかに河川占用許可申請を許可するものとする記載されているので、市長の行為が特別にその事業者に配慮したものとは考えられないと思う。

(D委員) 両委員の言われるとおりであると思う。加えて、結果的に行政処分として占用の許可を下ろしたという事実はなく、現時点のところを見ると、その事業者に有利な取り計らいをしたということが明らかになっているとまでは言えないので、第3号に該当するとまでは言える事実はないものと思う。

(山本会長) それでは、本件市長の行為は、市条例第3条第3号の基準に照らした結果、違

反しないものと判断することによろしいか。

(全 委 員) 異議なし。

(山本会長) それでは、本件市長の行為は、市条例第3条第3号の基準に照らした結果、違反しないものと判断することに決定する。

次に、第4号に定める政治倫理基準に対する判断を求める。

第4号においては、「市職員の公正な職務の執行を妨げ、その権限を不正に行使するよう働きかけないこと」が定められている。

そこで、この基準についても先ほどの第3号に対する審査と同様、事実、説明等を根拠として判断することになるが、委員の皆様のご意見を伺う。

(A 委 員) 「市職員の公正な職務の執行を妨げ、その権限を不正に行使するよう働きかけないこと」とは、例えば、市長としてのプレッシャー、圧力を職員にかけてちょっと判断を捻じ曲げさせるということのようなイメージを持つが、例えば必要な情報を与えないで判断をさせなかったということは、これに該当しないのか。要は、今回の件はみんなで相談すべきところを一部の人たちだけで判断して進めてしまったのである。そういうことはこれに該当しないのか。

(事 務 局) 前例のないことなので、事務局としても今回の件の判断は難しいものと考えている。第4号では、例えば許可できないものを許可するようにさせるというようなことを想定しているものと考えられるが、今回の件へのあてはめは各委員において客観的にご判断願う。

(A 委 員) 確認した事実に基づき字面で判断するならば、第4号に該当するようなことはなかったと考える。

(D 委 員) 私も可能性があるとする、建設課の職員をして相手方に接触をさせたという行為が、何かを働きかけるというか、市長が職員の持つ権限に対して妨げるような、あるいは不正を行うような指揮、指示を出した可能性があるのかということになるのであろうが、今回の場合、その職員に関して言うと、市長の代理というよりは、あくまでも市長のメッセンジャー的な役割だけしか与えられておらず、何かしらの権限について付与し、行使までを認めていたわけではないと思われる。そもそも、権限を行使できる立場にある人間に権限を行使させたという事実はないだろうと思われるし、最終的に確約書も市長本人が書いているわけで、そのことも市長自身認めており、それを職員に書かせて何かをやらせたとなれば問題になるかもしれないが、市長自身の行為であるので、第4号には該当しないものと考ええる。

(C 委 員) この担当職員の方も、事業者とのやり取りの中で、重い責任を感じており、何とかしたいという思いがあったと思われるが、市長の命を受けてといったような、市長が強い権限を与えて何かをやらせたということではないと思う。したがって、第4号には該当しないものと考ええる。

(山本会長) 意見が出揃ったようだが、本件市長の行為は、第3条第4号の基準に照らした結果、違反しないものと判断することによろしいか。

(全委員) 異議なし。

(山本会長) それでは、本件市長の行為は、市条例第3条第4号の基準に照らした結果、違反しないものと判断することに決定する。

次に、第5号に定める政治倫理基準に対する判断を求める。

第5号においては、「品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」が定められている。

そこで、先ほど確認いただいた、審査の前提となる事実、説明等を根拠として判断することになるが、委員の皆様のご意見を伺う。

これまでの審議を踏まえると、結論的には、これには違反するという事になるかと思うが、前段の品位と名誉を害するようなどという品位保持の部分については、今回は検討しないということによろしいか。後段の不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことについて判断することになるかと思われるが、いかがか。

(D委員) 品位と名誉というのは抽象的で、いわゆる人間性のことを指すということであれば、人間としての小野達也さんという方の人間性については、この場で議論するつもりはないが、市長の品位と名誉というものが市民の信頼から成り立っているということであり、市民の信頼を裏切るような一切の行為をしないという意味では、後段の部分のその職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をすること自体は、結果として、品位と名誉を害する行為をしているのではないかと考える。

したがって、検討しないというよりも、後段の部分で、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をすること自体が、市長小野達也さん個人というよりも、市長としての品位と名誉を害する一切の行為を慎む、一切と言っているなので、そういう意味では、後段に該当する行為があれば、当然、前段にある品位と名誉を害するような行為がなされていると判断すべきと考える。そういう意味では、独立的に品位と名誉を害するようなどという部分を検討することよりも、後段部分を検討することにより、結果的に品位と名誉を害するような行為をしていたというような認定になろうかと思われる。

(山本会長) 今のご意見を集約、まとめて、最終的に報告書に記載させていただきたいと思うが、いかがか。

(全委員) 異議なし。

(A委員) 不適切な行為を行ったから疑惑を持たれているとのことだが、それを具体的に示して明らかにすべきである。

(山本会長) それでは、今回の確約書については市長が署名している。文書自体は相手方が

作成したものだが、市長の方でも内容を一部修正しており、伊東市長として署名をしているので、この確約書は私文書ではなく公文書であるということを改めて確認するが、これは公文書という認識でよろしいか。

(全 委 員) 異議なし。

(山本会長) 全員一致ということで、これは公文書ということで確認する。

それでは、第5号についてであるが、職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしたかということであるが、これについては、前回の会議において、行為の意思決定自体は市長個人の独断で決めたということが明らかとなっている。それから、確約書の作成についても、通常経なければならない手続きを経していない。さらに、確約書の送付後、それが秘匿されていたということも事実として明らかになったわけである。それから、確約書のやり取りにおいても、相手方と係争中であるにもかかわらず建設部の職員を通じて相手方と接触したということで、第5号に関しては該当すると考えられるが、いかがか。

(D 委 員) 今の会長の話をまとめると、確約書が公文書であれば文書取扱規程を遵守して決裁等を行い作成すべきところを遵守しなかったことが1点。また文書取扱規程を遵守せずに作成された文書を、適切に管理保存しなければいけないところを怠って秘匿したことがもう1点。そして、係争中の案件であり控訴審の最中であるにもかかわらず、顧問弁護士や係争に係る代理人弁護士を通じて書面を送付すればよいところを、代理人弁護士を通さず、それとは別に市の職員を代理または使者という形で使わせて、公開できないような話をしようとしたところが1点。事実から判断すると、大きくまとめてこれら3点について、不正の疑惑を持たれるところなのかと考える。

(A 委 員) 全くそのとおりであり正々堂々とやればよかったと思う。こそこそし過ぎた。

(山本会長) それでは、本件市長の行為は市条例第3条第5号の基準に照らした結果、違反するものと判断することによろしいか。

(全 委 員) 異議なし。

(山本会長) それでは、本件市長の行為は市条例第3条第5号の基準に照らした結果、違反するものと判断することに決定する。

続いて、本報告書の最後に記載する市政への提言について、その内容を私なりに整理したものをお手元にたたき台としてお配りしているので、その内容について、事務局から説明願う。

(事 務 局) (説明)

(山本会長) ただいまの説明のとおり、市条例の中で、再発防止策は市長において政治倫理確立のために必要と認められる措置を講じるものとされているので、具体的な対策は市長の側で検討されるべきものと考えます。よって、市政への提言としては、組織の自覚を促すため、市長が先頭に立って法令に対する意識を深く認識するよ

う、大まかな方向を示すものとして、公正性・透明性の確保、リスクマネジメント、法令遵守の3点について付言したいと考えたが、委員のご意見を伺う。

(D 委員) 伊東市では、職員研修についてはどのように行われているのか。

(事務局) 法令遵守に関する研修についてのご質問かと思うが、現在、毎年実施しているのはコンプライアンス研修をここ数年実施している。その中で、一度に全職員を受講させることはできないので、例えば課長補佐職や係長職などとか、一般職といったように、職位を分けるなどして、多くの職員に受講していただけるような形で実施している状況である。また、来年度から、各課において課長補佐級の職員にコンプライアンスに係る役割を持たせたいと考えており、今後は、このような職員を対象としたコンプライアンス研修も実施していきたいと考えている。また、いろいろな研修メニューが秘書課の方に紹介されるので、各職員にお知らせする中で、希望する職員が各自で受講いただいている。

(D 委員) おそらく行政法や行政手続法などは、市政と関係する職務をしなないとなかなかとっつきにくい。特に、行政訴訟の関係や行政処分の有効性や処分性などはなかなか難しい理論であり、職員の方、特に管理職の方は日々の実務の中で身に着けていることとは思うが、最近ではハラスメント対応なども必要になってきていると思われるが、今回の件を機会に、行政手続的な内容の研修を強化することも必要か考える。

それと、内部通報制度はどのようになっているのか。

(事務局) 要綱により内部通報の制度を整備しているが、窓口が秘書課になっており、内部の組織であると通報しづらい部分があるとも言われているので、第三者的な窓口、例えば、弁護士などを想定しているが、そのような窓口の設置も検討しているところである。

(D 委員) 今回の件で言うと、そういうところが必要であると思う。公正性について、職員がおかしいなと思ったところは握りつぶされず、ちゃんと吸い上げて反映されるような仕組みづくりと言うのも必要であると思う。内部統制制度の一環なのかかもしれないが、一般企業でも大きなところでは必ず制度化されているので、伊東市役所のような大きい組織の中では、外部に委託するなどして制度化していく必要があるのかと思う。

(A 委員) 結論的に市長が不正の疑惑を持たれたという形であり、それについての付言ということだが、たたき台として提案された内容は、市役所としての組織や職員全体に対する改善であって、市長に対して直接的に改善を求めたり反省を求めたりする内容ではないと思われる。このような切り口しかないのかもしれないが、市の組織に対する体系的な改善策という提言だけとなると少しピントがずれてしまう気もする。

ただ、市政運営においては市長が自らの政治理念を主張することも必要かと思

うので、市長に対し制約を増やすことも違うのかなと思う。

- (D 委員) そのとおりで、前回の審査会でも申し上げたが、例えば緊急時などは、迅速な市長の判断、決裁権限が求められるはずで、そうでなければ対応できないものもあると思う。市長であるので市長のしっかりとした考えやリーダーシップを持って市政運営を進めていただきたいと思う反面、やはりこれを一定の範囲で監視監督する外部的な要因ということも今回の件で考えると強く求められるのかと思う。実際に、大きな会社でいうところの監査役会のような組織が設置できるかはわからないが、報告書の記載の仕方によっては、市役所の職員が悪いのではないかとしようにも受け取られてしまう。これまでの議論において、今回は市長個人の問題が大きいということは言うまでもないので、誤解されないようにしたいと思う。
- (A 委員) かつて、職員の皆さんが市長に何も言えない時代があったが、これからは、市長に対してといえども何でも言えるようにならなければいけないと思う。それが過去の反省だったと思う。この点を踏まえ、焦点を市長に当てた報告書にしたい。
- (C 委員) 市長が水面下で交渉することが最大のリスク回避になると考えてこういうことを行ったということだが、市民の立場からすると、このような関心があつて身近なことというのは、ぜひオープンな形で交渉してほしいと思う。そういう点で、市長には大変反省していただきたい。
- (A 委員) まさにそのとおりであり、行政の公正性、透明性を確保し、隠さず正直に進めていただきたい。市長に対し苦言的に強く提言したい。
- (D 委員) 今回の問題で言うと、下っ端が勝手にやったものではないので、トップの独断専行を防ぐために、職員から市のトップである市長にしっかりと提言、忠言ができるようなシステムづくりがまず必要であると考えます。
- (A 委員) そのことを最初に提言し、その後に資料にあるような公正性や透明性の確保、リスクマネジメント、法令遵守の環境整備までを提言する形が良いのではと思う。職員が市長に提言、忠言できる体制が担保できて、初めてこれらの提言が生きてくるのではないか。
- (山本会長) それでは、最終的な報告書としては、事実を記載する中で第5号違反であるということを示すことになるが、再発防止策が一番大事であると考えるので、審査会としては、再発防止に係る部分に一番重きを置いて、市長個人の問題に対しては厳しく指摘し、また市長自身に向けた提言となるよう、市長に諫言できる環境を基として、公正性や透明性の確保、リスクマネジメント、法令遵守の環境整備について具体的に検討、実施することを求めていきたいと考えるが、いかがか。
- (全委員) 異議なし。
- (山本会長) それでは、そのような形で報告書にまとめていきたいと思う。
最後にその他であるが、今回の議事のほかに委員から何かお伝えしたいことは

あるか。

(全 委 員) なし。

(山本会長) それでは、事務局から今後の予定について説明願う。

(事 務 局) (説明)

(山本会長) ただいまの事務局の説明について、質疑、意見等を伺う。

(質疑・意見なし)

(山本会長) 質疑、意見等がないようであれば、本日の審査会はこれで終了する。

以 上